

2023 年 7 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

よしかわ監査会計事務所
代表 公認会計士
吉川 嵩悠**企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等に対する
コメントの提出につきまして**

企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等（以下「本会計基準案等」といいます。）に対しまして、以下、コメントを提出いたします。

質問 1（開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）に関する質問）

本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 1 に対するコメント

本方針に同意する。

質問 2（開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理）に関する質問）

本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 2 に対するコメント

本方針に同意する。

質問 3（他の会計基準等との関係に関する質問）

本会計基準案等における他の会計基準等との関係に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 3 に対するコメント

以下を除き、本提案に同意する。

「借手による無形固定資産のリースについて、本会計基準案を適用しないことを選択した

場合」を本会計基準案等の適用範囲から除くことを“選択できる”とすることに同意しない。

本会計基準案 BC16 項に記載されているとおり、IFRS 第 16 号においては無形資産のリースに同 IFRS を適用することは要求されていない。また、本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針に基づく実務上の負担への配慮から、本会計基準案 BC16 項に記載されているとおり、「借手によるソフトウェアのリースが企業会計基準第 13 号に基づいて会計処理されている実務を変更する必要がないようにする」ことを意図した基準開発が行われているものと理解している。

以上を勘案し、IFRS 第 16 号における要求事項及び本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針との整合性の観点から、「借手による無形固定資産のリース」については、任意ではなく一律に本会計基準案等の適用範囲から除くものとすべきと提案する。

質問 4（個別財務諸表への適用に関する質問）

本会計基準案等において連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理を同一とする提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 4 に対するコメント

基本的に本提案に同意する。

ただし、以下に関しては、結論の背景（または本会計基準案等の本文）において、より明確化を図る必要があるものとする。

- ①：本会計基準案 BC8 項及び同 BC9 項において記述されている我が国の関連諸法規等との関係で生じ得る論点の検討過程を明確化すべきと考える。特に、個別財務諸表に連結財務諸表と同一の会計処理を要求するに際して、一般的な賃貸借契約（民法（明治29年法律第 89 号）第 601 条）と本会計基準案等が提案する使用权モデルとの関係性をより明確に説明すべきと考える。
- ②：本会計基準案 BC11項において、「本会計基準では借手の原資産の使用に関連する権利及び義務が無条件であるとする IFRS第16号における記載は行っていないが、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する点において、国際的な会計基準と異なる取扱いになることは想定していない」として断定形を避けて記述されているが、①において記載したとおり、個別財務諸表においては特に民法における定めとの関係に関しては論点が存在し、当該論点に関して実務上議論が多発することが予想される。我が国における法解釈に関する議論が実務の現場に波及し、実務負担が増加することを避けるために、本会計基準案等はIFRS第16号と同一の結果となることを明記するとともに、「借手の原資産の使用に関連する権利及び義務が無条件であるとするIFRS第16号における記載」を本会計基準案等に取り入れるべきであるとする。

質問5（リースの定義及びリースの識別に関する質問）

本会計基準案等におけるリースの定義及びリースの識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問5に対するコメント

本提案に同意する。

質問6（借手のリース期間に関する質問）

本会計基準案等における借手のリース期間に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問6に対するコメント

基本的に本提案に同意する。

ただし、「合理的に確実（“reasonably certain”）」の概念に関して、これまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現との異同を明確にすべきと考える。この点、本会計基準案 BC32 項において、“「合理的に確実」の概念はこれまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現とは異なる閾値である”ことを示唆しているものと解するが、懸念として「これまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現を用いると、かえって、当該表現が用いられている会計基準等において、“reasonably certain”と同程度の閾値を示すとの誤解が生じる懸念がある」ことが明記されている。本会計基準案等公表時点で“懸念”が残るのであれば、当該懸念の解消措置を講ずるべきであると考え。例えば、「これまでの我が国の会計基準における既存の蓋然性に関する表現」を列挙し、それらの定義を確認する記載を行うとともに、それらの意味する「可能性」または「蓋然性」の程度と、「合理的に確実（“reasonably certain”）」の概念との比較説明等を追加し、閾値の理解に資する会計基準等とする必要があると考える。

質問 7（貸手のリース期間に関する質問）

本会計基準案等における貸手のリース期間に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 7 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 8（リース開始日の使用权資産及びリース負債の計上額に関する質問）

本会計基準案等におけるリース開始日の使用权資産及びリース負債の計上額に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 8 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 9（短期リースに関する簡便的な取扱いについての質問）

本会計基準案等における短期リースに関する簡便的な取扱いについての提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 9 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 10（少額リースに関する簡便的な取扱いについての質問）

本会計基準案等における少額リースに関する簡便的な取扱いについての提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 10 に対するコメント

本提案に同意しない。

理由は、企業会計基準適用指針第 16 号を踏まえた 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いと IFRS 第 16 号を踏まえた簡便的な取扱いの選択を認める理由が、本適用指針案 BC35 項において「簡便的な取扱いについては優劣がつけがたいと考えられる」ためとされており、我が国の会計基準等としていずれが適当なのかの判断を放棄しているものと読み取れるためである。

提案として、例えば、少額リースに関する簡便的な取扱いは複数の方法の選択適用を認めるのではなく、以下の場合分けを行い、各場合ごとに単一の取扱いのみを選択可能なものとすべきと考える。

- ・ IFRS 任意適用を行っていない企業は、企業会計基準適用指針第 16 号を踏まえた 300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いを適用する。
- ・ IFRS 任意適用企業は、IFRS 第 16 号を踏まえた簡便的な取扱いを適用する。

以上の場合分けを行うことで、本会計基準案等の開発における「IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す」方針との整合性がより向上することになるものと思料する。ご検討をお願いしたい。

質問 11（借地権の設定に係る権利金等に関する質問）

本会計基準案等における借地権の設定に係る権利金等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 11 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 12（利息相当額の各期への配分に関する質問）

本会計基準案等における利息相当額の各期への配分に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 12 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 13（使用権資産の償却に関する質問）

本会計基準案等における使用権資産の償却に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 13 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 14（リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する質問）

本会計基準案等における、リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 14 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 15（借手のリース期間に含まれない再リースに関する質問）

本会計基準案等における借手のリース期間に含まれない再リースに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 15 に対するコメント

本提案に同意しない。

同意しない理由は、本会計基準案等は借手において合理的に確実な更新オプションの行使を仮定したリース期間による諸会計処理を要求している一方で、IFRS 第 16 号に定めのない「再リース」を定義付けてまで IFRS 第 16 号と異なる規定を定める必要性は乏しいと考えるためである。

企業会計基準適用指針第 16 号に基づく「再リース」については、借手において合理的に確実な更新オプションの行使を仮定したリース期間に含めて会計処理を行う方法に内包し、統一すべきと考える。

質問 16 (セール・アンド・リースバック取引に関する質問)

本会計基準案等におけるセール・アンド・リースバック取引に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 16 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 17 (ファイナンス・リースに関する質問)

本会計基準案等におけるファイナンス・リースに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 17 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 18 (オペレーティング・リースに関する質問)

本会計基準案等におけるオペレーティング・リースに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 18 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 19 (サブリース取引に関する質問)

本会計基準案等におけるサブリース取引に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 19 に対するコメント

本提案に同意しない。

「サブリース取引」に関して、あえて IFRS 第 16 号と異なる例外を定めるとすれば、IFRS 第 16 号との差異が残存することとなる。当該差異の残存を認めるのであれば、あえて現行の「転リース」に関する会計処理を変更する必要はないと考えられるため、現行の規定を維持すべきと考える。

質問 20（表示に関する質問）

本会計基準案等における表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 20 に対するコメント

以下の点を除いて本提案に同意する。

「リース資産」を「使用権資産」に変更する提案に合意しない。理由は以下のとおりである。

- ・ 「リース資産」の表示は、実務に広く浸透していること。
- ・ 日本語の「リース資産」の表現を維持したとしても、その定義を「使用権資産」に相当する内容とするものに改正すれば、本会計基準案等を IFRS 第 16 号と整合的なものとする目的は達成可能であると考えられること。例えば、「本会計基準案における「リース資産」は、IFRS 第 16 号における“right-of-use asset”と同義である」ことをリース資産の定義に付記する方法も提案したい。「リース」から生じる「資産」として、日本語の「リース資産」はその性質を適切に示す名称となっているものと考えられる。**本改正提案は、単に外国言語への翻訳の問題であり、日本語表記上の「リース資産」の表現を変更する必要はないものと強く考える**
- ・ 本会計基準案等を IFRS 第 16 号と整合的なものとする目的に照らして、「リース債務」に関する取扱いの差異を解消することが重要なポイントであり、**「リース資産」の名称を変更する積極的な必要性はない**と考えられること。なお、「リース債務」を「リース負債」に変更する提案には同意している。これは、「債務」と「負債」は、日本語における意味も異なるものであり、かつ、本会計基準案の会計処理により計上されることとなる貸方金額の性質はまさしく「負債」であるといえるためと認識している旨を付記したい。
- ・ 経理実務担当者の視点における一般論として、リース負債に対応する資産勘定科目としては、「使用権資産」よりも「リース資産」表示を維持された方が、(我が国の)財務諸表の理解可能性、利用可能性及び比較可能性のいずれにおいても優位なものと考えられること。国際的な財務報告との整合性も重要な要素であることは理解するが、我が国国内における財務情報の作成者、利用者（ないし監査人）における視点も同様に重要なものとして考えていただきたい。**特に、外国語への翻訳方法の工夫で対応可能な部分については日本語表記上の変更は最小限に抑えていただくことを検討いただければ幸いである。**

質問 21（注記事項に関する質問）

本会計基準案等における注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 21 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 22（連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における表示及び注記事項に関する質問）

本会計基準案等で提案している連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における表示及び注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 22 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 23（適用時期に関する質問）

本会計基準案等における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 23 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 24（経過措置に関する質問）

本会計基準案等における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 24 に対するコメント

本提案に同意しない。

経過措置を定めることには同意するが、その適用要件が複雑かつ難解であり、通常の企業においてはその適用判断に過大な負担及び適用誤りの頻発が予想されるためである。提案されている経過措置の定めでは、実務上の負担に対応するために規定されているはずの経過措置が、逆に実務上の負担や適用誤りによる誤謬を誘発することになる可能性が高い。経過措

置を定めるのであれば、より簡潔な定めを再考すべきと考える。

質問 25（設例に関する質問）

本会計基準案等における設例に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 25 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 26（賃貸等不動産時価開示会計基準改正案等に関する質問）

賃貸等不動産時価開示会計基準改正案等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 26 に対するコメント

本提案に同意する。

質問 27（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

質問 27 に対するコメント

本会計基準案等は IFRS 第 16 号との整合性を高めるための公開草案となっているが、これまでの我が国会計基準等における用語法と異なる意味合いの用語や概念が導入されてきているものと認識している。

我が国会計基準等の枠組み内において様々な用語法が乱立している状況にあり、我が国会計基準等の理解可能性を損ねる阻害要因が存在しているものと憂慮する。今後の基準開発にあたり、IFRS と同様に「用語集（“Glossary”）」に相当する基準書の開発をご検討いただきたい。

以上